

第1次尾三消防組合定員適正化計画

【令和3年度から令和5年度まで】

令和3年
尾三消防組合

目次

1	はじめに	1
2	消防需要の推移	1
	(1) 将来推計人口	
	(2) 救急需要の将来推計	
3	職員数の現状分析及び課題	4
	(1) 災害対応職員の人員配置及び運用車両状況	
	(2) タンク車の運用人員実績	
4	求められる消防体制	5
5	定員管理の目標値の設定	7
	(1) 消防力整備の基準	
	(2) 消防力の算定	
	(3) 類似団体職員数等を用いた職員数について	
	(4) 時間外勤務時間の推移について	
	(5) 退職者数と採用人数の見積もり	
	(6) 再任用職員数の推移と活用	
	(7) 定員管理の目標値	
6	第1次定員適正化計画	13
	(1) 基本方針	
	(2) 計画期間	
	(3) 計画の目標値	
	(4) 年次計画	
	(5) 適正化への取り組み	
	(6) 地方公務員の定年延長への対応	
	(7) その他	

1 はじめに

尾三消防組合は、「住民サービスのさらなる向上」、「消防を支える組織体制の強化」、「組織運営を支える財政基盤の安定」を基本方針とし、平成30年4月1日から消防広域化をスタートさせました。

また、令和2年3月に策定した第8次尾三消防組合消防力整備計画において消防広域化協議時に策定された基本構想と広域化後の事務処理状況から、計画中期までの期間は職員数「332人」を基本とすることとされており、消防需要に対応する中で効率的な人員体制を定めています。

広域初年度は消防広域化のスケールメリットとして、前年度の退職補充を行わず新組合として業務を開始しました。

しかし、災害対応事務において、人員を可能な限り一時的に配置換え、運用替え等により、保有車両と部隊編成が整合するよう対応していますが、救急救命士の資格取得を始め、消防学校への入校等、専門性を高める各種研修などによる当務員の欠員により、適正数での部隊の運用ができない状況が発生しています。

また、総務課、消防課及び予防課職員の災害対応要員の配置換えは、それが一時的であっても事務の停滞、時間外勤務の増加などに影響しています。

今回の第1次定員適正化計画では、広域化後の部隊運用状況及び事務処理状況の現状把握・検証・評価はもとより、将来予測に基づく体制の在り方の検討を行い、消防サービスの質・量を維持・向上するために令和5年度までの年度別目標値の設定、増減値の設定を行います。

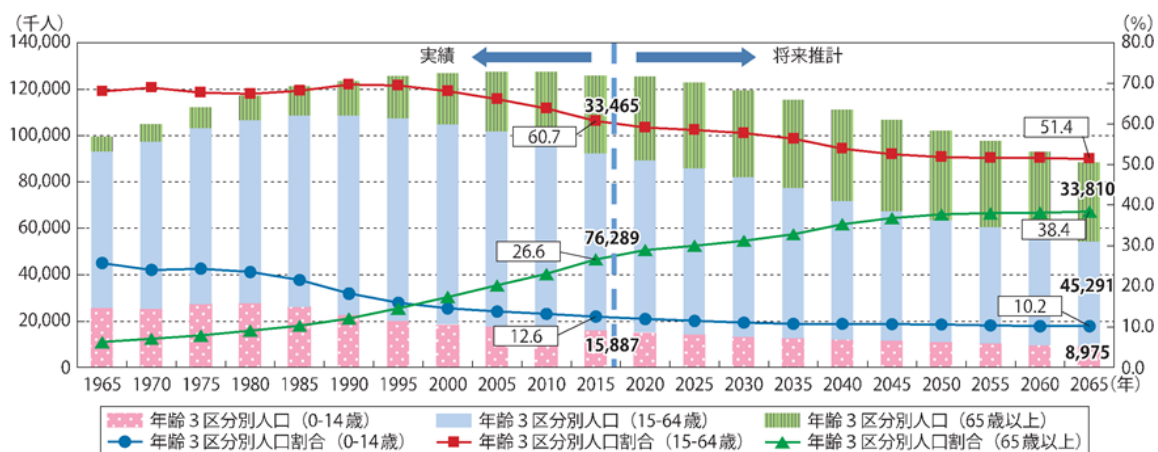
2 消防需要の推移

(1) 将来推計人口

ア 人口減少、超高齢化社会の到来

【図表1】は、日本の総人口の推移を示したものです。日本の総人口は2008年の1億2,808万人をピークとして既に人口減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（出生中位（死亡中位）推計）によると、総人口は2065年には約8,808万人にまで減少することが予測されています。高齢者の割合も増加し、同推計によると2065年には高齢化率が38.4%と、全国の3人に1人以上が高齢者となることが予測されています。

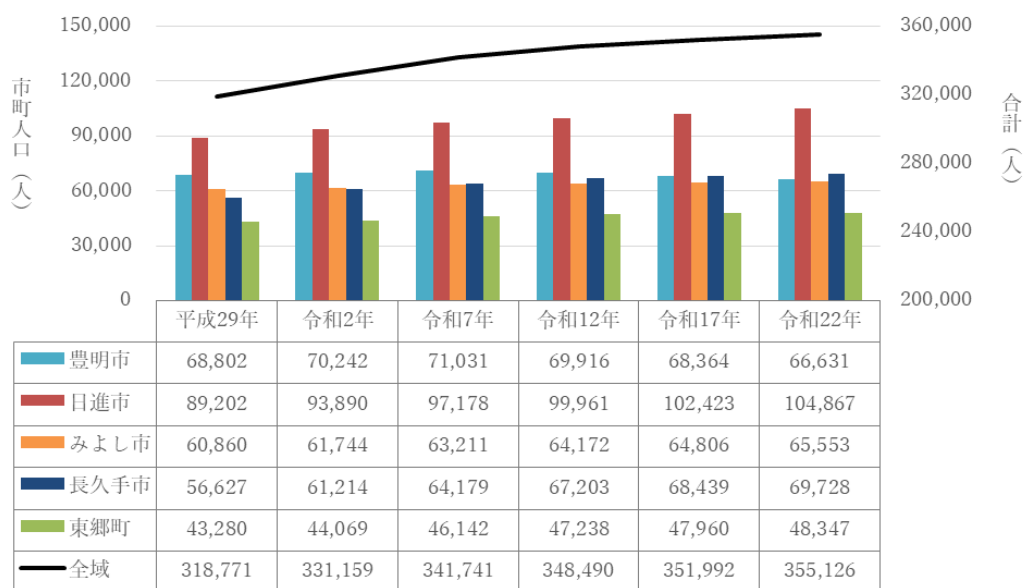
【図表1 日本の総人口の推移】



イ 尾三消防管内における将来推計人口

一方、尾三消防組合を構成する市町の人口ビジョンでは、人口の増加傾向が強く、令和12年時点の人口は35万人程度と見込まれています。【図表2】

【図表2 尾三消防組合管内の人口の推移】



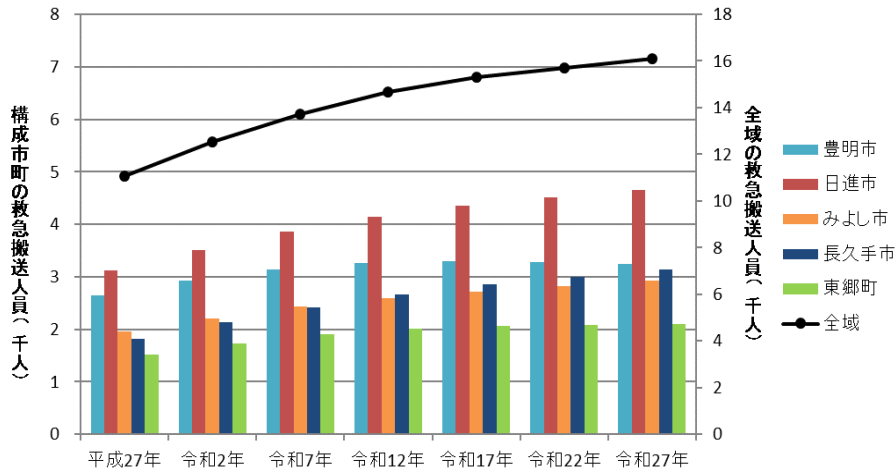
(2) 救急需要の将来推計

将来人口の推計結果と年齢階級別の救急搬送率に基づき、次式により将来的な救急需要（搬送人員）の推計を行いました。【図表3】【図表4】

$$\text{救急搬送人員（年齢階級別）} = \text{年齢階級別将来推計人口} \times \text{年齢階級別救急搬送率}$$

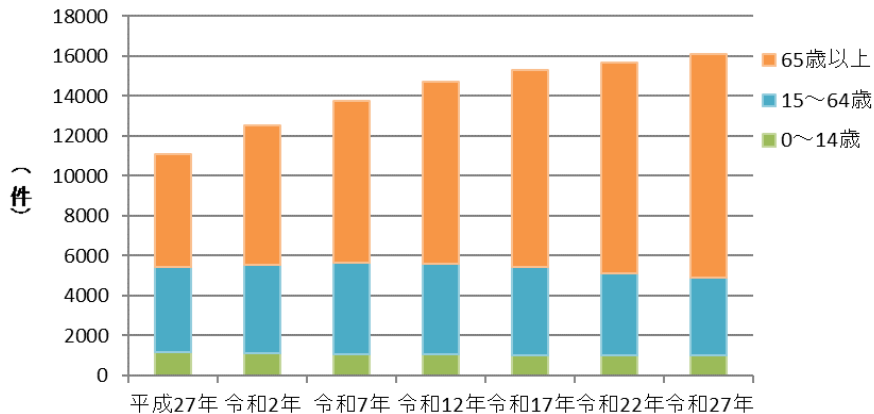
推計結果から、管内全域における人口は令和22年にピークを迎えるものの、救急件数は65歳以上の高齢者人口が増加することを受けてその後も増加し、令和12年には約1万5,000件、令和27年には約1万6,000件に達することが予想されます。

【図表3 救急搬送人員の将来推計】



【図表4 年齢階級（3区分）別の救急搬送人員の将来推計】

尾三消防組合



3 職員数の現状分析及び課題

(1) 災害対応職員の人員配置及び運用車両状況

【図表5】は、尾三消防本部の災害対応職員の人員配置及び運用車両状況になります。しかし、実際には消防学校、救急救命士養成所等への入校に伴い最長で6か月間、当務人員が減ることになります。加えて、専門性を高める各種研修、病気休暇、育児休業等による当務員の欠員により、適正数での部隊運用ができない状況が発生しています。そのため、消防学校に入校期間中の新規採用職員については、本消防組合の消防行政運営の要員とならないため、新規採用職員数に対する職員数算定の考え方の整理が必要です。

【図表5 人員配置及び運用車両状況（令和元年度）】

特別消防隊 37人体制 隊長 1 当務員 1係 12 2係 12 3係 12 合計 37	運用車両・人員（1当務） 指揮調査車 4 救助工作車 5 救急車① 3 タンク車 乗換 重機 乗換 支援車 乗換 資機材搬送車 乗換 赤バイ 合計 12	尾三管内に1隊 タンク車は救急隊の乗換運用 各隊が災害に対応する車両に乗換 （隊長又は指揮監判断）
日進署 40人体制 署長 1 当務員 1係 13 2係 13 3係 13 合計 40	運用車両・人員（1当務） タンク車 5 救急車① 3 救急車② 3 はしご車 乗換 水槽車 2 合計 13	はしご車は救急隊の乗換運用
みよし・東郷署 31人体制 署長 1 当務員 1係 10 2係 10 3係 10 合計 31	運用車両・人員（1当務） タンク車 5 救急車① 3 はしご車 乗換 水槽車 2 合計 10	はしご車は救急隊の乗換運用 ※東郷署のはしご車は高所救助車
豊明・長久手署 46人体制 署長 1 当務員 1係 15 2係 15 3係 15 合計 46	運用車両・人員（1当務） タンク車 4 救急車① 3 救急車② 3 はしご車 乗換 救助工作車 5 水槽車 合計 15	はしご車は救急隊の乗換運用 救助隊専任化（3人）
出張所 13人体制 所長 兼任 当務員 1係 4 2係 4 3係 4 合計 12	運用車両・人員（1当務） タンク車 4 救急車① 4 合計 4	タンク車と救急車は乗換運用 （救急出動時は3名乗車）

(2) タンク車の運用人員実績

当務員の欠員により、最初に車両運用人員に影響がでるのは、タンク車の運用人員になります。

例として、日進消防署の1当務の職員数は13名ですが、1名が消防学校初任科教育で6か月不在となり、年次有給休暇者が1名いる場合には、タンク車の人員を3名として運用します。

【図表6】は、令和元年度における署所別タンク車の3人乗車運用実績になります。署所間で差はあるものの、すべての署所で60%以上の日で、3人乗車運用をしており、豊明消防署及び長久手消防署では救助隊を運用して

いるため、タンク隊の3人乗車運用実績が90%以上という高い数値が出ました。

「消防力の整備指針」では、消防ポンプ自動車1台につき5人と定められており、現場活動用無線機やホースカー等一定の資機材を備えられている場合にあっては、一定の省力化が図られるとして、4人と定められています。

本消防組合の現在の消防車両の運用人員数は、全国的な傾向と同様に、消防力の整備指針に基づく数よりも大幅に少なくなっています。

4 求められる消防体制

消防需要の将来予測結果から、今後しばらくは消防需要の増加が見込まれることが明らかとなりました。こうした都市機能の充実による人口増と高齢化という社会構造の変化への対応や、地球環境の変化による大規模な気象災害への対応など、消防体制の充実強化を上回るスピードで災害発生リスクが高まっています。

地域住民の「安全」・「安心」を守るため、中長期的な視点から署所への人員配置や車両配置の再編を、広域化により得られた消防力を最大限活用しながら図っていく必要があります。

【図表6 署所別タンク車 3人乗車運用実績（令和元年度）】

〔単位：当務〕

豊明消防署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
第1係	9	10	10	11	10	10	10	10	10	9	10	10	119	98.35%
（救助隊非運用）				7	3								10	8.26%
第2係	8	9	10	9	8	10	9	10	10	8	9	11	111	91.74%
（救助隊非運用）		1	1									1	3	2.48%
第3係	5	9	10	8	10	10	10	9	9	8	10	9	107	88.43%
（救助隊非運用）				2	3	2							7	5.79%
3人乗車率													92.84%	
豊明南部出張所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
第1係	1	6	5	9	5	5	9	7	6	6	6	5	70	57.85%
第2係	3	9	10	10	10	5	6	8	6	4	6	4	81	66.94%
第3係	4	5	8	7	9	9	7	7	5	6	7	8	82	67.77%
3人乗車率													64.19%	
日進消防署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
第1係	7	9	7	9	8	7	5	4	4	2	7	5	74	61.16%
第2係	4	6	7	9	10	7	3	4	2	3	3	7	65	53.72%
第3係	2	6	5	8	9	9	10	9	9	6	10	5	88	72.73%
3人乗車率													62.53%	
西出張所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
第1係	3	4	5	9	9	7	8	9	7	5	7	5	78	64.46%
第2係	5	6	8	10	11	9	3	7	6	6	6	9	86	71.07%
第3係	2	5	7	9	9	9	10	10	9	5	9	7	91	75.21%
3人乗車率													70.25%	
みよし消防署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
第1係	2	0	1	5	9	5	10	6	9	5	7	9	68	56.20%
第2係	3	4	7	9	9	6	8	8	9	7	9	8	87	71.90%
第3係	4	5	8	10	10	10	10	10	8	10	10	5	100	82.64%
3人乗車率													70.25%	
みよし南出張所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
第1係	4	4	6	8	10	5	7	5	6	5	5	6	71	58.68%
第2係	2	4	4	8	6	3	8	7	6	4	8	9	69	57.02%
第3係	3	3	7	9	9	6	6	10	7	5	10	4	79	65.29%
3人乗車率													60.33%	
長久手消防署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
第1係	5	4	9	10	10	10	10	10	10	6	10	8	102	84.30%
（救助隊非運用）			1	1	2	1	1	1	1				8	6.61%
第2係	10	10	10	10	11	10	9	9	9	9	9	10	116	95.87%
（救助隊非運用）					1								1	0.83%
第3係	6	7	10	10	10	10	10	9	9	10	10	9	110	90.91%
（救助隊非運用）			1	3	2		2	1	1			2	12	9.92%
3人乗車率													90.36%	
東郷消防署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
第1係	3	8	6	8	9	8	8	4	8	4	4	4	74	61.16%
第2係	5	10	9	8	11	6	4	5	2	3	3	6	72	59.50%
第3係	6	8	8	8	8	9	5	7	5	4	4	4	76	62.81%
3人乗車率													61.16%	

5 定員管理の目標値の設定

(1) 消防力整備の基準

国が示している「消防力の整備指針」は、国民の安全・安心を守るという国の責任において、国の各機関や自治体に対し「安全」の具体的要求水準や要求内容を数値化して明確に示したものです。

この「消防力の整備指針」の位置づけは、県・市町村等が消防力の整備を計画的に進めるにあたって、地域の実情を勘案のうえ指針に基づく基準数値を整備目標として、具体的整備に取り組むことが要請されるものです。

(2) 消防力の算定

特別消防隊、各消防署所の消防力については、「消防力の整備指針」の基準数値に沿って、管内の市街地人口等の状況により署所の配置数、必要な消防車両の台数と車両を運用するのに必要な職員数を算定していくこととなります。

【図表7】は、消防力の整備指針に基づく消防力の目標数と現有数を示した表です。

現有車両の一部では、車両の乗り換えや消防隊と救急隊の兼務等を行っているため、消防活動の内容や出動件数・頻度の多少を踏まえて、消防活動に支障の出ることが無いよう、車両を運用する人員を配置していく必要があると考えられます。

【図表7 消防力の整備指針に基づく消防力の目標数と現有数】

消防力		消防力の整備指針に基づく目標数	尾三消防組合	消防力の整備指針の主要な指標
消防署所		10 署所	9 署所	市街地人口
消防車両	指揮車	5 台	1 台	消防署の数
	タンク車	15 台(3)	13 台(1)	市街地及び準市街地人口
	はしご車	4 台	4 台	中高層建物
	化学車	2 台	2 台	危険物施設 (第4類危険物の5対象施設)
	救急車	12 台(3)	12 台(1)	人口
	救助工作車	5 台	3 台	消防署の数
消防職員(車両運用人員) (休曜日数等を考慮)		402 人	261 人	配置車両数に基づく 搭乗人員数

R2.4.1 現在

※消防署所の現有数(9署所)には、尾三消防本部特別消防隊を含む。括弧内の数値は、非常用を表す。

(3) 類似団体職員数等を用いた職員数について

市町村の定員適正化計画でよく用いられる指標に「類似団体職員数」との比較があります。この「類似団体別職員数」は、一般行政部門及び普通会計部門（大部門～小部門）について、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）から類似する市区町村をグループに分け（類型区分）、そのグループ内での人口1万人当たりの職員数の平均値（加重平均値）を算出し、職員数の比較を行うものです。ここでは、修正値（※）を用いて算出しています。

【図表8】は、人口1万人当たりの消防職員数の平均値である修正値（※）を用いて算出しています。

※ 団体によっては、清掃業務を民間委託している場合や消防業務を一部事務組合等の所管としている場合など、職員が配置されていない場合があるため、各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象にして平均値を算出しております。修正値は、大部門よりも細かい中部門又は小部門の職員数を比較する場合に適しています。

【図表8 類似団体職員数】

〔単位：人〕

	修正値	団体名	R2.4.1現在人口	修正値を用いた職員数	R2.4.1現在職員数	備考
中核市	10.61	豊橋市	377,429	400.45	337	
		岡崎市	387,791	411.45	386	
		豊田市	424,053	449.92	525	
施行時特例市	10.48	春日井市	311,338	326.28	312	
		一宮市	385,228	403.72	400	
一般市（IV-3）	10.61	※1 人口150,000人以上、2次・3次産業90%以上（3次65%以上）				
一般市（IV-2）	11.56	※2 人口150,000人以上、2次・3次産業90%以上（3次65%未満）				
		尾三消防	325,321	345.17	334	（中核市で算出）
	340.94			（特例市で算出）		
	345.17			（IV-3で算出）		
	376.07			（IV-2で算出）		

※1 日進市及び長久手市の人口を325,321人と仮定した場合

※2 豊明市、みよし市及び東郷町の人口を325,321人と仮定した場合

上表に記載の尾三消防本部以外の消防本部は、人事、財務等の事務処理は本庁が執務を行っています。人事、財務等の事務処理も消防本部内で行う同規模の一部事務組合消防本部の各部門別職員数は、【図表9】のとおりです。

人事、財務等の執務を行う庶務人員の類似団体の平均である67名を類似団体職員数で算出した数字に加算すると【図表10】のとおりとなり、いずれの算出した値でも400名以上という計算結果になりました。

【図表 9 同規模一部事務組合各部門別職員数比較】

(単位：人)

消防本部名	現人口	職員 (定員)	職員 (実員)	消防 隊員	救急 隊員	救助 隊員	指揮 隊員	通信 要員	予防 要員	庶務 人員
青森地域広域事務組合 消防本部	303,344	492	489	229	63	57	35	16	153	76
八戸地域広域市町村圏 事務組合消防本部	317,241	414	429	224	72	14	6	15	49	49
茨城西南地方広域市町村 圏事務組合消防本部	318,148	460	455	246	75	56	8	8	89	75
類似団体平均	312,911	455	458	233	70	42	16	13	97	67
尾三消防本部	325,321	352	334	124	110	15	6	15	20	44

R2.4.1現在

【図表 10 類似団体職員数で算出した数値に庶務人員の平均値を加算した職員数】

(単位：人)

団体名	R2.4.1現在 管内人口	修正値を用いた 職員数	庶務職員数 平均値	合計職員数	R2.4.1現在 職員数	備考
尾三消防	325,321	345.17	67	412.17	334	(中核市で算出)
		340.94	67	407.94		(特例市で算出)
		345.17	67	412.17		(IV-3で算出)
		376.07	67	443.07		(IV-2で算出)

(4) 時間外勤務時間の推移について

【図表 11】は、総務課及び消防課における年度別時間外勤務状況表です。総務課、消防課等の災害対応職員以外の庶務を執る部署の時間外勤務時間は、増加傾向にあり消防広域化スタート時の平成30年度にピークを迎えました。消防広域化後は、庶務の業務量も増加しており、職員数を増員して、時間外勤務時間数は減少に転じ、広域化前と同時間数程度となっています。

【図表 11 総務課及び消防課における時間外勤務の推移】

(単位：時間)

課名	年度	職員数	時間外勤務手当 支給対象職員数	年間総時間外 勤務時間	職員一人当たり年間 時間外勤務時間数
総務課	令和元年度	9	4	581	145.3
	平成30年度	10※1	5	1,765	353.0
	平成29年度	7	4	1,303	325.8
	平成28年度	7	4	533	133.3
	平成27年度	7	3	551	183.7
消防課	令和元年度	9※2	6	836	139.3
	平成30年度	9※3	5	896	179.2
	平成29年度	7※3	4	599	149.8
	平成28年度	6	3	238	79.3
	平成27年度	6	2	122	61.0

※ 平成30年度以前のデータは、旧尾三消防本部のデータを記載。

※ 1 広域化初年度で業務多忙であったため、人事係及び財務係に各1名ずつ年度途中に勤務異動を実施。

※ 2 1名は、年度途中に育児休業取得。1名は、年度途中から育児休業から職務復帰。

※ 3 1名は、育児短時間勤務職員。

(5) 退職者数と採用人数の見積もり

【図表 12】は、定年退職者、普通退職者数及び採用者数を示したものです。

基本的に、定年退職者数に応じて新規採用人数の増減を行い、職員数を維持しますが、高まる消防需要に応じるには、採用する職員数を増やすことも考慮していかなくてはなりません。

また、多様化、高度化する消防需要に対応するには、職員の「質」の確保についても考慮に入れて採用する必要があるため、単純に新規採用職員数を増やすということにも注意が必要です。

【図表 12 退職者及び採用者数の推移】

(単位：人)

	職員数又は 予定職員数	採用数又は 予定採用数	前年度定年退職者数 又は予定退職数	前年度普通 退職者数	備考
H26.4.1採用 /H25年度退職	200	4	6	0	
H27.4.1採用 /H26年度退職	200	6	4	2	
H28.4.1採用 /H27年度退職	200	6	6	0	
H29.4.1採用 /H28年度退職	199	7	7	1	
H30.4.1採用 /H29年度退職	334	5	4	1	消防広域化により135名増
H31.4.1採用 /H30年度退職	335	5	2	2	
R2.4.1採用 /R1年度退職	334	11	9	3	
R3.4.1採用 /R2年度退職	333	6	7	-	
R4.4.1採用 /R3年度退職	333	11	11	-	
R5.4.1採用 /R4年度退職	333	4	4	-	

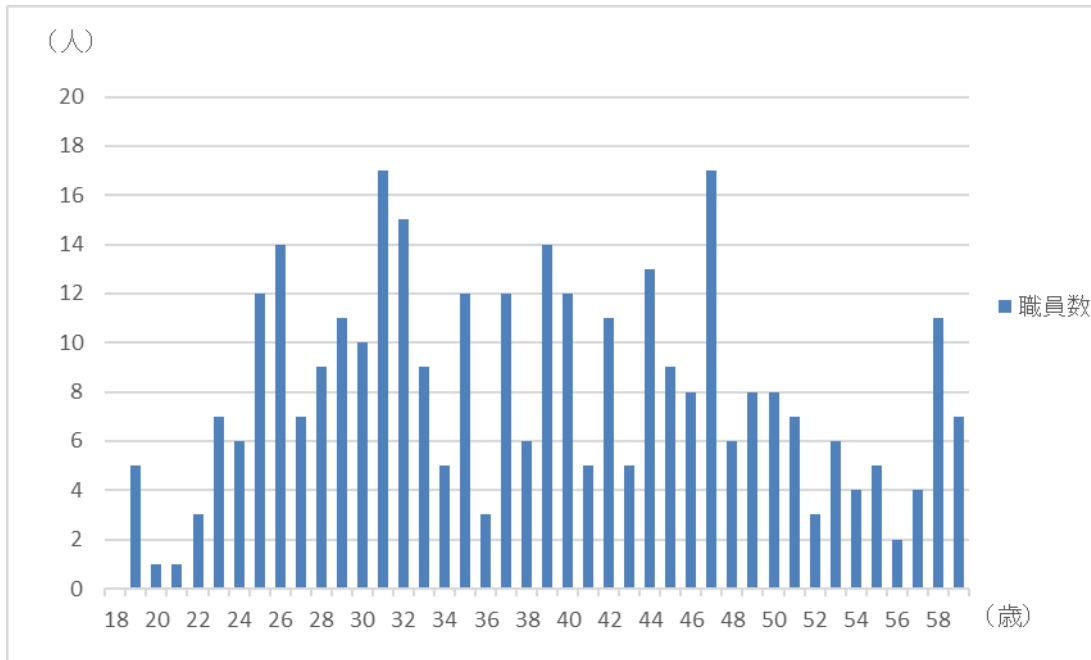
(注) 職員は各年4月1日現在の数値。平成26年から令和2年は実績数値。

【図表 13】は年齢別職員構成を示したものです。30歳代の職員が103名と最も多く、最も少ない50歳代の57名に比べ約1.81倍の差があるなど各年齢による職員数のばらつきが生じています。

定年退職者数は、年度毎にばらつきがあるため、職員数確保のために定年退職者数に応じて新規採用人数の増減を行うことは、将来同じ問題を残すことにつながります。

職員採用にあたっては、年齢構成の平準化にも留意が必要です。

【図表 13 年齢別職員構成】



R2. 4. 1 現在

(6) 再任用職員数の推移と活用

定年退職した職員は、希望により再任用職員として再雇用されますが、年金不支給期間が延長されていることもあり、今後も再任用希望者が増加すると予想されています。【図表 14】は再任用職員数の今後の推移を示したものです。

増加する消防需要に対応するため、新規採用職員を増加させる必要がありますが、職員年齢構成の平準化、職員の「質」の確保のためには、単純に新規採用職員数を増やすことは避けなければなりません。

これまでも再任用職員を即戦力として活用してきましたが、今まで以上に活用するため、高度な専門性を要する業務でも活用することで、長年培った経験と知識等の能力を発揮していただくことが望ましいと考えます。

【図表 14 再任用職員数の推移】

[単位: 人]

	R1	R2	R3	R4	R5
前年度定年退職者数 又は退職予定数	2	9	7	11	4
新規再任用職員数 又は新規見込み数	1	6	4	8	3
前年度からの 継続再任用職員数	9	8	12	12	19
再任用職員数又は 見込み数合計	10	14	16	20	22

(注) 令和3年度から令和5年度は、退職予定者を実施した調査結果。

(7) 定員管理の目標値

今まで見てきた各指標等における試算数値では、どの指標においても職員数の増加が必要であるという結果となっています。

しかし、令和2年3月に策定した第8次尾三消防組合消防力整備計画において消防広域化協議時に策定された基本構想と広域化後の事務処理状況から、計画中期までの期間は職員数「332人」を基本とすることとされています。

332人の基本的な考え方ですが、国及び愛知県への派遣職員数を含まない職員数を指します。この職員数を「管内職員数」といい、派遣時または派遣から帰任した際は、新規採用人数の増減で調整します。

この「管内職員数」332人を目標値とします。

現在の職員数では、消防体制の維持に大きく影響を受けているのが実情となりますが、消防職員の創意工夫、能力向上等の自助努力により、消防力の維持・向上に努めていきます。

6 第1次定員適正化計画

(1) 基本方針

当組合の職員数については、消防広域化のスケールメリットを生かし、第8次尾三消防組合消防力整備計画において消防広域化協議時に策定された基本構想と広域化後の事務処理状況から計画中期までの期間は管内職員数332名と定められています。

今回の計画の策定にあたっては、都市機能の充実による管内人口の増加、消防需要の増加や地球環境の変化による大規模な気象災害への対応など、消防体制の充実強化を上回るスピードで災害発生リスクが高まっており、必要な消防サービスの提供を行う人員体制の確保が求められます。

そこで尾三消防組合では、広域化により得られた消防力を最大限に活用し、効率的・効果的な業務の遂行、適正な職員配置、再任用職員の活用を考慮に入れながら社会情勢の変化に対応できる計画とします。

(2) 計画期間

第8次尾三消防組合消防力整備計画（令和元年度～令和10年度）で前期及び後期の定員適正化計画を策定するよう定められており、本計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

(3) 計画の目標値

基本方針に述べた効率的・効果的な業務の遂行、適正な職員配置、再任用職員の活用を行い、第1次定員適正化計画における定員管理の目標値は、管内職員数332名とします。

(4) 年次計画

管内職員数332名を維持するための年次計画が【図表15】となります。

【図表15 第1次定員適正化計画年次計画】

・年度	第1次定員適正化計画					第2次定員適正化計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
・広域化	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
・管内職員数	管内332人									
・構成市町派遣	5人	5人	5人	5人	5人	未定				
・事務局総務課派遣(*)	6人	7人	7人	7人	7人	未定				
・育児休業	1人	1人	1人	未定	未定					
県派遣職員数										
・消防学校派遣	1人						未定			
・航空隊派遣			1人				未定			
国・県派遣職員数										
・研修生					1人(予定)		1人(予定)			
総職員数										
・前年度退職者数	△4	△12	△7	△11	△4	△2	△5	△4	△6	△7
・当該年度採用職員数	5	11	6	11	4	未定				
・総職員数(定員)	335	334	333	333	333	未定				
管内職員数										
・県派遣職員数	△1	△2	△1	△1	0	未定				
・国・県派遣職員数	0	0	0	0	△1	未定				
・管内職員数	334	332	332	332	332	未定				

(注) 職員数は4月1日現在の職員数とし、管内職員数には、事務局総務課へ派遣している職員を含んでいます。

(5) 適正化への取り組み

ア 効率的・効果的な消防行政の推進

既存の事務事業の見直しを進め、既存事業の効果を検証し、所期の目的達成した事業や効果の低い事業の廃止や縮小を積極的に行います。

イ 適切な職員の配置

的確な事務量の把握と各所属からヒアリングを実施したうえで、効率的な組織の編成を柔軟に行い、適切な時期に適切な人事異動を行い、適正な人員配置に努めます。

ウ 人材育成と組織力の向上

限られた人材で効果的かつ効率的な消防サービスを提供するため、個々の職員の持つ能力、資質の向上に取り組むとともに、各種研修を実施し、職員一人ひとりのやる気を高め、組織力の向上を図ります。

エ 再任用職員の活用

定年退職職員を対象とした再任用制度ですが、今後も希望者は増加すると予想され、長年培った経験と知識等の能力を発揮するため、再任用職員を配置する職場の拡大を行います。

オ 職員の健康管理

職員1人当たりの業務効率の向上を図るため、時間外勤務の削減、適切な休暇取得の推奨など、「働き方改革」を推進します。

また、健康診断、ストレスチェック、産業医との面談等を実施し、職員の健康管理を行い、体調不調の早期発見及び予防に努めます。

(6) 地方公務員の定年延長への対応

地方公務員について定年退職の年齢が段階的に65歳まで引き上げられる予定です。これに伴い、退職者数が著しく少ない年度が生じ、採用計画をはじめ、職員の年齢構成や役職構成など人事・組織運営面で大きな影響が生じることが想定されます。定年延長導入後における計画的な職員採用等の方策については、国、県並びに管内自治体の動向を注視しながら検討を進めていくものとします。

(7) その他

必要消防力に満たない場合や勧奨退職等の普通退職があった場合については、再任用職員や会計年度任用職員など多様な雇用形態を取り入れながら対応し、職員数の維持に努めます。

ただし、消防力の確保に大きな支障が生じる場合は、当該職員採用計画の見直しについて構成市町と協議し、検討してまいります。

第1次尾三消防組合定員適正化計画

令和3年8月

発行：尾三消防組合

編集：尾三消防組合事務局総務課

住所：〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地

電話：0561-38-0119

